

## ◎淀川右岸水防事務組合公印規則

制 定 昭 3 5 . 8 . 2 5 規 則 2

最近改定 平 1 9 . 4 . 1 規 則 1

(規定、型式)

**第 1 条** この組合において使用する公印の名称、ひな型、書体、寸法その他公印について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(公印の管理)

**第 2 条** 公印は、慎重に取扱い、盗難、不正使用等のないよう監守を厳重にするとともに、つねに鮮明にしておかなければならない。

(公印の名称、ひな型等)

**第 3 条** 公印の名称、書体及び寸法は、別紙第 1 のとおりとし、そのひな型は、別紙第 2 のとおりとする。

(職務代理の場合の公印)

**第 3 条の 2** 管理者その他の職員に事故等があるため他の職員が職務代理者となり、その職務を代理する場合の公印の使用については、その職務を代理される者の公印を使用するものとする。

(平 1 9 規則 1 追加)

(公印監守者)

**第 4 条** 公印監守の責に任ずるため、公印監守者を置く。

2 公印監守者は、別表第 1 のとおりとする。

(改刻、廃止)

**第 5 条** 事務局長は、公印を新調し、改刻し又廃止しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。ただし、議長、副議長、常任委員長の公印を新調し、改刻し又廃止しようとするときは、議長の同意を得なければならない。

(登 録)

**第 6 条** 事務局長は、公印台帳（別記第 3 号様式）を作製し、異動の都度必要事項を登録しておかなければならない。

(廃止公印の保存)

**第 7 条** 公印の監守者は、その使用を廃止した公印は、10 年間保存しなければならない。

(事故の届出)

**第 8 条** 公印の盗難、紛失等の事故があったときは、すみやかに管理者に報告しなければならない。公印に関し偽造等の事故があったときもまた同様とする。

(施行の目的)

**第 9 条** この規則の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に使用する公印は、この規則に基づき作製した公印とみなす。

附 則 (昭 3 9 . 1 . 2 1 規 則 1)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 3 9 . 6 . 2 5 規 則 2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭42. 4. 15 規則2）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月11日から適用する。

附 則（昭42. 6. 25 規則3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭44. 6. 6 規則1）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭49. 4. 1 規則2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平5. 3. 31 規則1）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平6. 4. 1 規則1）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平19. 4. 1 規則1）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 別表第1

公 印 名 称	ひな型	書 体	寸法（ミリメートル）	監 守 者
組 合 之 印	1	てん書	方30	総 務 課 長
管 理 者 之 印	2	〃	方24	〃
会 計 管 理 者 之 印	3	〃	方21	会 計 管 理 者
議 長 之 印	4	〃	方23.5	総 務 課 長
副 議 長 之 印	5	〃	方23.5	〃
常 任 委 員 長 之 印	6	〃	方24	〃
水 防 団 長 之 印	7	〃	方24	〃
水 防 協 議 会 長 之 印	8	〃	方24	〃
公 平 委 員 会 之 印	9	〃	方30	〃
公 平 委 員 長 之 印	10	〃	方24	〃
監 査 委 員 之 印	11	〃	方24	〃
事 務 局 長 之 印	12	〃	方21	〃
議 会 之 印	13	〃	方30	〃

（昭39規則1、昭和39規則2、昭和42規則2、昭和42規則3、昭和44規則1追加、昭49規則2一部改正、平5規則1追加、平6規則1、平19規則1一部改正）

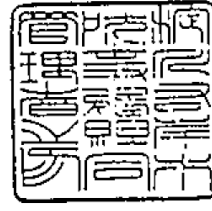
別表第2



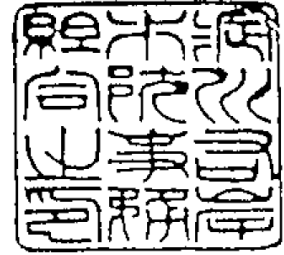
4



3



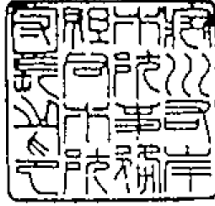
2



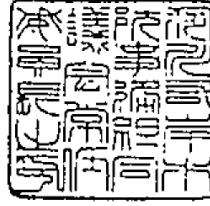
1



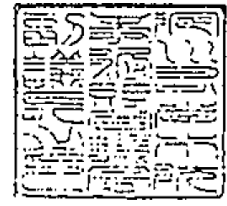
8



7



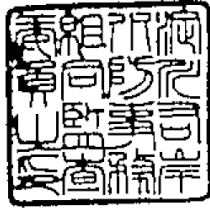
6



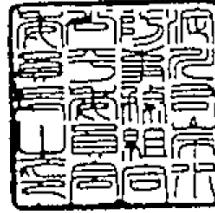
5



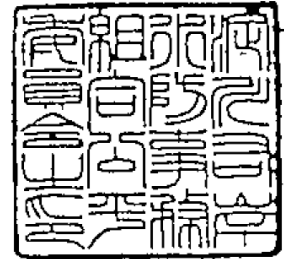
12



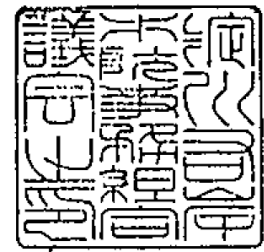
11



10



9



13

(昭39規則1、昭39規則2、昭42規則2、昭42規則3、昭44規則1、平5規則1追加、平6規則1、平19規則1一部改正)

別記第3号様式

裏					面	
回回	回回	回回	回回	回回	昭和 昭和	期 間
					年 年	
					月 月	
					日から 日まで	
						監守者名
						摘 要

表				面	
公 印 台 帳					
印 影					
名 称					
ひな型 番号		印材			
寸 法		方            ミリメートル			
新 調 年月日		昭和 年 月 日			
改刻廃止 年月日		昭和 年 月 日			